○文部科学省告示第百十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月二十一日

文部科学大臣　林　芳正

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
《スペインにて》	平成三十年五月二十一日	平成三十年五月二十一日から同年六月二十日まで	三菱地所株式会社　三菱一号館美術館 館長　高橋　明也 東京都千代田区丸の内二―六―二	三菱地所株式会社　三菱一号館美術館 東京都千代田区丸の内二―六―二 平成三十年二月八日から同年五月二十日
《木々の習作》	同右	同右	同右	同右
《預言者》	同右	同右	同右	同右
《植物人間》	同右	同右	同右	同右
《花：ひなげしとマーガレット》	同右	同右	同右	同右
《青空の下の木》	同右	同右	同右	同右
《ヤコブと天使》	同右	同右	同右	同右
《蝶》	同右	同右	同右	同右
《首の長い花瓶にいけられた野の花》	同右	同右	同右	同右
《ステンドグラス》	同右	同右	同右	同右

○文部科学省告示第百十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月二十一日

文部科学大臣　林　芳正

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
フランスの室内装飾	平成三十年五月二十一日	平成三十年五月二十一日から同年七月十日まで	株式会社ＮＨＫプロモーション 代表取締役社長　畠山　経彦 東京都渋谷区神山町５―５　ＮＲビル５階	世田谷美術館 東京都世田谷区砧公園一―二 平成三十年一月十三日から平成三十年四月一日 広島県立美術館 広島県広島市中区上幟町二―二十二 平成三十年四月十一日から六月十日
ティーセット（箱付）	同右	同右	同右	同右
ドレス（３つのパーツからなる）	同右	同右	同右	同右
商品を届ける優雅な仕立屋『ギャルリー・デ・モード・エ・コスチューム・フランセ』フランスの衣服１１、１７７８年の流行の衣服５より　Ｌ．６１	同右	同右	同右	同右